府令・省令

○内閣府・国土交通省令第二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十六条の規定に基づき、国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令

国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十六年内閣府国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「（道路運送法施行規則の特例）」を付し、同条第一項中「法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、本則に次の一条を加える。

（旅行業法施行規則の特例）

第二条　法第七条の国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域旅行業務取扱管理者確保事業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の二第一項に規定する営業者又はその団体であって、国家戦略特別区域において地域限定旅行業（旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第三条第四項に規定する地域限定旅行業をいう。）を営む者（当該国家戦略特別区域内の企画旅行（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第四条第一項第四号に規定する企画旅行をいう。）を実施する者に限る。）である者が、その営業所（国家戦略特別区域内に所在するものに限る。）に選任する旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者を確保する事業をいう。以下同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域旅行業務取扱管理者確保事業を行う者が選任する旅行業務取扱管理者についての旅行業法施行規則第二十条の規定の適用については、「次の各号に掲げるとおり」とあるのは「観光庁長官が実施する国内旅行実務に係る研修の課程を修了したもの」と、「それぞれ当該各号に定める試験科目」とあるのは「国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目のうち、宿泊約款に関する知識、観光庁長官が告示で定める運送約款に関する知識の一部及び国内旅行実務」とする。

2　前項の規定の適用を受けている旅行業務取扱管理者であって、旅行業法第十一条の三の規定による国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者についての旅行業法施行規則第十四条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「第七号様式」とあるのは、「国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令第一号様式」と、同条第二項中「第八号様式」とあるのは「国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令第二号様式」とする。

附則の次に次の二様式を加える。

第一号様式（第二条関係）

国内旅行業務取扱管理者試験合格証

（業務範囲：国家戦略特別区域法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内の旅行）

合格番号

氏名

生年月日

旅行業法第十一条の三の規定による国内旅行業務取扱管理者試験に合格したことを証する。

年　月　日

観光庁長官　印

（日本工業規格　A列4版）